

エトリオン・エネルギー3 合同会社「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書 及び 環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」(方法書) (経過措置対象案件) に対する勧告について

令和2年10月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書 及び 環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」(方法書)について、エトリオン・エネルギー3 合同会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、埼玉県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：埼玉県比企郡小川町
原動力の種類：太陽電池
出 力：3.96万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理 (埼玉県知事意見も含む [注1])	令和2年 4月10日
住民意見の概要等受理	令和2年 7月17日
経済産業大臣勧告発出	令和2年10月 5日

(注1) 本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令(令和元年政令第53号)の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の5に基づく方法書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る書類(埼玉県知事意見)を併せて提出している。

(注2) 本事業は、第2種事業に該当するが、事業者が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第4条第6項の規定に基づき、経済産業大臣による第2種事業についての判定を受けることなく、同法の規定による環境影響評価その他の手続を行うものである。

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島
電話：03-3501-1742 (直通)

エトリオン・エネルギー３合同会社「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書 及び 環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」（方法書）に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 基本的事項

- (1) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価法、電気事業法及び「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号、以下「主務省令」という。）の規定に基づき、環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにこれらの結果等、必要な事項を遺漏なく記載すること。特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。
- (2) 環境影響評価の項目の選定に当たっては、本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、主務省令別表第5の参考項目を勘案し適切に選定すること。
- (3) 環境影響評価の調査・予測に当たっては、主務省令別表11の参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査・予測の妥当性を明らかにし適切に実施すること、また、評価にあたっては、調査及び予測の結果並びに環境保全措置等を踏まえ、評価の根拠及び検討経緯を明らかにし、対象事業の実施による環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるか及び環境の保全についての配慮が適正になされているものであるかを検討すること。

2. 具体的事項

生態系について、地域特性・事業特性に応じた適切な注目種の選定、事業の影響を踏まえた定量的な調査・予測評価を実施すること。

(埼玉県知事からの意見の写しを添付)